

「ビジネスと人権」日 EU 共同ウェビナー
～より強靱なサプライチェーンを構築するために～

経済産業省、駐日 EU 代表部、日欧産業協力センター共催

日時：2022 年 6 月 15 日（水）16：00～17：40 東京、9：00～10：40 ブラッセル

一財）日欧産業協力センター 田辺専務理事の進行でウェビナーが開始された。冒頭、柏原 恭子 経済産業省 大臣官房 ビジネス・人権政策統括調整官および Ulrich Weigl, the Head of Unit of Bilateral Relations in Trade and Sustainable Development in DG TRADE, European Commission から開会挨拶があり、その後 EU 側、日本側各パネリストからプレゼンがおこなわれた。

Session 1 EU 側プレゼンテーション

- Alexandra Kuxova, Policy Officer. DG for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs Unit G.2, DG GROW, European Commission
- ・ 今年 2 月に発案された Directive on corporate sustainability due diligence は、全てのセクターに責任ある企業行動を促すものだが、経費を要するといった半面、持続可能な投資に繋がるといったメリットもある。大企業、SME に分けて規定しているが、特に SME の繊維、農業、鉱業分野での人権保護、環境保護に重点が置かれている。そしてバリューチェーン全体をカバーするものでもある。EU 加盟国は概ね 2 年以内に国内法を整備して施行することになる。
- Miriam Geelhoed, Senior Consultant, MODINT (Dutch Trade Association for Fashion, Interior Design, Carpets and Textiles)
- ・ MODINT は欧州の繊維・アパレルの業界団体で 450 の企業が加盟している。MODINT では 2016 年から 5 年計画で DD 規範を整備してきた。現在は次のステップに入っている。新たな規範は、1) ビジネスに責任を負わせる、2) 弱点の確認、3) 害になるものの排除、4) 結果の検証、5) 効果の公表、6) 救済措置の設置、をコアとしている。外部 NGO との対話も重要視している。
- Anke Ehlers, Managing Director Corporate Responsibility for the ALDI SOUTH Group
- ・ 当社は 100 年前ドイツで設立された企業で現在 11 カ国で 6,500 店舗を有し、18

万 5,000 人のスタッフが働いている。人権保護については、4つのガイダンスを設定している。12年前のコンプライアンスの設定が契機になっている。バングラデシュでのアパレル工場火災の事件の影響も大きい。企業でガイドラインを設定する際のコツは優先順位をつけて多くを同時に行わないこと、定期的にチェックすること、継続すること、サプライチェーン全体を見渡すこと、インパクトを評価すること、正直になりマイナス面でも公表すること、トップが率先して取り組むこと、会社全体を巻き込むこと、社外にステークホルダーとの対話を持つこと、等があげられる。ガイドラインを遵守することはチャレンジングであるが、企業が強靱化され、ブランドイメージの向上にも繋がる。

Session 2 日本側プレゼンテーション

- 豊田 原 経済産業省 大臣官房 ビジネス・人権政策調整室長
 - ・ 2020年10月に人権保護に関するアクションプランを公表した。これをもとにMETIは、特にSME向けのセミナー等で企業への浸透を図ってきた。また、外務省と協力して在外日本企業へのアンケートを実施した。約760社から回答があったが、このうち70%の企業が人権保護方針を有していたが、DDを認識していたのは50%、外部ステークホルダーとの対話をもっていたのは30%のみだった。公的機関への要望は、国際的な基準の解説、ガイドラインの設置の方法についてが多かった。政府としては、2022年中にガイドラインを設置することで進めている。

- 富吉 賢一 日本繊維産業連盟副会長
 - ・ 繊維業界として現在DDのガイドラインを作成している。もともと繊維業界では取引適正化に向けての取り組みを長年続けており、これに基づき自主行動計画を設定した。また、外国人技能研修生に関する違反事例が多く、このため2018年に協議会を設立し、違反事例を減少させたこともガイドライン作成の契機になっている。繊維業界はSMEが多く、DDの意味もわからないことが多い。サプライチェーン全体も重要だが、まずは自社がどうすべきかに重点を置くべきと考える。

- シッピー 光 ソニーグループ(株) サステナビリティ推進部
 - ・ シニアゼネラルマネジャー(10分)人権保護については、2011年から国連の動きと合わせ取り組んでいる。グループとしての規範を最上位として全てのグループ企業に適用している。フレームワークとしては、インパクト評価は外部のBSRの協力で作成、救済・通報についてはサプライヤーホットラインを設け、外部機

関に直接連絡できる仕組みをつくっている。情報開示はサステナビリティレポートで公表している。サプライチェーンについては、RBAに2004年に加盟し、グローバルスタンダードで対応している。サプライチェーンとの新規契約の際は、契約書に行動規範を明記している。

AI開発については、2018年に委員会を設置、責任あるテクノロジー開発に務めている。2020年には人権アセスメントを設定、エンターテインメント業界における多様性などを認めている。

プレゼンテーションの後、以下について質疑応答がおこなわれた。

- ・ EU指令とOECDのような国際機関のガイドラインとの整合性は、またEU加盟各国の国内法との関係は如何に。
- ・ METIが作成中のガイドラインと国際機関ガイドラインの関係は。
- ・ EUにおけるSMEの救済措置はどのように設定されているか。
- ・ サプライチェーンが協力してくれない場合同地欧すべきか。
- ・ DDの設置、実行はマクロ経済にどう影響してくるか。

以上